2025 年度 文化常任委員会学校祭総合規制

2025/6/3 文責:文化常任委員会

【基本理念】

本規制は学校祭に関連した活動に関して、生徒の安全及び校舎保全、そして旭丘の「自主・自律(立)による運営」を保持・継承するとともに、これを脅かす恐れのある事項についての扱いを定めたものである。

広報について

【 O.原則 】

- ・学校祭に関する広報物は文化常任委員会(以下、文常とする)の許可を得なければならない。
- ・広報物の申請に対する許可の権限は文常にあるものとする。
- ・広報物についてのルールも参照すること。

【1.掲示物類 】

ポスター

形状·部数

·各団体 A4 換算30枚までとする。

掲示場所·方法

- ·木製・紙貼り・ペンキ塗りの壁と窓ガラスは掲示禁止。その他の材質の壁や窓サッシの金属部分は養生テープでの固定のみ可。(ただし金属部分のうち防火扉・防煙シャッター及びレール部は不可。また特に図書館棟下の壁は掲示禁止。)
- ・掲示板:画鋲、養生テープでの掲示のみ。
- ・階段の手すり:手すりの金属部分での養生テープまたは紐による固定のみ可。

階段絵

形状·部数

・階段の垂直面(蹴込):階段絵 | 段を A4 ポスター | 枚と同等として扱う。

→ポスターと階段絵あわせて A4 換算30枚分まで申請できる。

掲示場所·方法

・掲示場所は原則、階段の垂直面(蹴込)のみ。

看板

形状·部数

- ・各団体三つまでとし、一つにつき182×91(cm)(ベニヤー枚の大きさ)以下とする。また手看板も上記に含める。
- ・学校祭実行委員会広報部門(以下、広報部門とする)から依頼されたものは、上記の枚数には含めない。 掲示場所・方法
- ・学校内で、特に通行に支障をきたす場所や設置作業が危険な場所への掲示は禁止する。 苦情などがあった場合は製作した発表団体に伝達し、文化常任委員長(以下、文常長とする)の 判断で移動または撤去する。

横断幕(体育祭における横断幕とは別のものとする。なお体育祭の横断幕については「諸注意」3.を参照)

形状·部数

- ・各団体、一枚までとする。
- ・広報部門から依頼されたものは、上記の枚数には含めない。
- ・一つにつき横 200×縦 180(cm)以下とし、階下の窓まで届かないようにすること。

掲示場所·方法

- ·2-4 階の廊下側窓下·2 階テラスの側面のみとする。設置は文常と学校祭実行委員会文化祭実行部門(以下、文実とする)の指導のもと各団体(各 HR・学校祭実行委員会を優先する)が行う。詳細については後日改めて 伝達する。
- ・他の掲示場所については文常長 (201藤田)と要相談。

【2. パンフレットについて】

パンフレットとは参加者、来場者向けに発表場所入口等で配布するものを指す。各 HR 発表の際に配布される資料等もパンフレットとして扱う。

- ・広報目的に作製されたポスター・看板・パンフレット以外の紙片はビラと定義し、その作製、配布を認めない(後述)。
- ・パンフレットの申請期間・方法は他の広報物と同じとする。
- ・パンフレットは文化祭当日、発表場所入口又は内部でのみの配布とする。
- ・パンフレットには文責を記載すること。
- ・団扇はパンフレットとして扱う。なお、文責の記載についてはこれを義務としない。

【3. 申請期間及び申請時の注意】

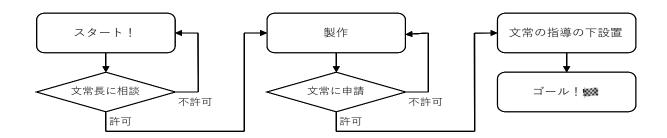
- ·<u>9/16(火)~9/19(金)</u>の昼休み中及び6限(月曜日であれば7限)終了から1時間後まで生徒会室にて受け付ける。
- ・申請物は完全な同一内容であればそのうち一つを持参すること。内容(絵なども含む)に差異がある場合はその種類分全て持参すること。
- ・文常長不在の場合は、**生徒会室内に設置する「広報物申請 BOX」**へ用紙に必要事項を記入し、ファイルに投入すること。またその際は、提出したことを生徒会室内にいる人間に必ず伝えること。二日以内に生徒会室前文常BOXを通じて返却する。
- ・看板・横断幕は運搬を考慮し、実物は持参しなくてよい。ただし、その際は持参できない旨を文常長 (201 藤田) に 伝え、現地写真等詳細な写真にて申請を行うこと。看板・横断幕については製作したものすべてを申請すること。
- ・申請期間終了後の申請は生徒会顧問団に申請すること。

【4. 揭示期間】

- ポスター:9/16(火)~10/2(木)(最終日以降早急に各自で全てのポスターを回収すること)
- ・看板・横断幕:原則として、文化祭当日のみ。前日からの設置を希望する場合は文常長(201藤田)まで。
- ・その他:文常の指示に従って設置、回収すること。(申請に関しては【5.その他】を参照。)

【5. その他】

上記以外の広報物は以下のようにすること。



- ・規制に違反のある広報物は、文常の判断で処分する場合がある。
- ・印刷を書記局に依頼する場合は、書記局員の指示に従う。

【6. 禁止事項】

- ・文化祭当日における広報目的での校内放送をしてはならない。
- ・来訪者の受付・他の発表団体の活動等に支障を来す広報活動をしてはならない。
- ・ビラの作製、及び廊下における配布をしてはならない。
- ・企業や予備校等の宣伝と引換えに資金援助を受けてはならない。
- ・文化祭参加者等に対して危害・迷惑等を及ぼす行為を行ってはならない。
- ・通行に支障をきたす場所での広報活動、設置をするのに危険な場所での掲示をしてはならない。
- ・広報物を校外にて配布・使用してはならない。

準備作業・発表について

【I.作業場所·時間】

- ・夏休み中の作業時間は 9:00~15:00 とする。また 15:00以降の作業は三学年一律で禁止とする。
- · <u>学校祭一週間前(9/16(火)~9/19(金))は三学年、作業終了時刻を17:30</u>とし、また最終下校時刻は18:00とする。
- ·学校祭期間は三学年、作業終了時刻を18:45とし、また最終下校時刻は 19:00とする。
- ・土日祝日における校舎内での作業は禁止とする(夏休み期間中についても同様の扱いとし、文化祭直前に関しては後日改めて伝達する)。

【2.道具・資材などの保管場所】

- ・HR発表のための道具、資材等の保管場所は原則として教室とする。指定の場所以外での保管は原則として認めない。
- ・生徒サロンでの道具、資材等の保管は原則禁止とする。ただし、状況に応じて保管を解禁する可能性があるので 文常の指示に従うこと。
- ・複数の発表団体が使う保管場所ではどの発表団体のものであるかを分かるようにすること。
- ・器物の破損、紛失の無いようにすること。
- ・夏休み以降、資材・制作物を教室から移動することがあるので、それを想定したうえで制作すること。

【3.注意·禁止事項】

① 塗装について

	屋内	屋外	
必須事項	・水性絵の具、ポスターカラーの	・基本的に屋内で行えない作業を行う。	
	みを使用可とする。(それ以外は文	・左記以外の塗料、水性ペンキも使用可。	
	常長に相談)	・地面の保護のためビニールシートまたはダンボールを敷いて	
	・床の保護のためビニールシート	作業を行うこと。	
	またはダンボールを敷いて作業を	・塗料の付いた刷毛等を洗う際は図書館下(下駄箱のある場	
	行うこと。	所)、武道場横の外の流し場を利用すること。	
	・ペンキを持ち運ぶ際は容器を新聞紙や布などで包むこと。		
	・塗装した物を運ぶときは完全に乾燥したことを確認してから運ぶこと。		
	・ 塗料をこぼしたときはすぐにふき取ること。		
	・その日の作業終了後、ペンキ缶の蓋をしっかり閉めること。		
禁止事項	・塗料類を建物へ使用してはならない。		
	・中庭、テラス等のタイル張りの場所で作業してはならない。		
	・油性ペンキ及びエナメル系塗料などの取れにくい塗料を使用してはならない。(諸注意項目2参照)		
	·学校外の公共の場所での作業をしてはならない。		
	・学校内、その他公共の場所でスプレー缶(塗料)を使用してはならない。(諸注意項目 2 参照)		

② 塗装以外の準備作業、発表、その他について

② 塗板以外の牛浦行業、光衣、ての他に ガ・じ				
	屋内	屋外		
	・教室の内装準備期間→分科会終了まで不可。			
必須事項	·教室の外装準備期間→ <mark>9/22(月)</mark> から、分科会に支障が出ない程度の装飾を認める。			
	・教室のコンセントを使用する電気器具は文常に届け出、許可を得ること。(諸注意項目 5 参照)			
	・金属製の壁、教室内窓ガラス及び床へのテープ類の使用は養生テープのみとする。			
	・掲示板への固定には画鋲又は養生テープを使用する。			
	・ピロティ(鯱光館・プール下)での作業は他団体との兼ね合いを考慮し、使用団体同士で配慮すると共			
	に、清潔な使用をすること。ピロティでの道具・資材等の保管は、原則として禁止とする。但し、指定場			
	所での保管にあたり HR の平素の活動に支障をきたすと思われる場合には、文常長に相談の上で対			
	処する。			
	・天井に何かを固定するときは天井についている会	会属環を使用すること。また、金属環は真下方向以外		
	に力が入らないようにし、絶対回転させないこと。			
	・蛍光灯をはずす場合は細心の注意を払って管理し、損失、破損のないようにすること。			
	・扉、カーテンをはずす場合はどこの物かを明示し、	損失、破損のないようにすること。		

·教室を含む木製等(金属・タイル製以外)の壁及 び天井、黒板へのテープ類の貼り付けをしては ならない。(諸注意項目1参照)

- ・壁へ画鋲を使用してはならない。
- ・掲示板へ掲示目的以外で画鋲を使用してはな らない。
- ・天井、蛍光灯に接触する危険があるものを使 用してはならない。
- ・天井についている金属環の取り外しや回転を させてはならない。
- ・プロジェクターへの装飾や、物理的に力を加え てはならない。
- ・鋸、金槌等の校舎を傷つける危険性のある工具を使用してはならない。
- ・屋内でペンキを使用してはならない。
- ・糊、ボンド等が床に付くような方法で使用しては ならない。
- ・文実が貸し出すベニヤ、暗幕、支柱、ポリ塩化ビ ニルパイプなどの資材を加工してはならない。

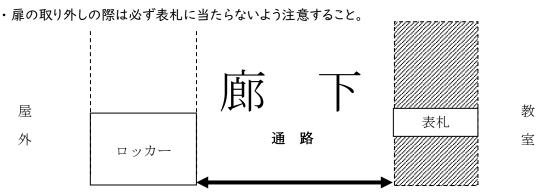
・中庭、テラス等のタイル張りの場所での工具等を 使用した製作・塗装作業、保管はしてはならない。

- ・水・火気・土石類の使用は原則禁止。(ただし文常長に相談の上で許可する場合もある)。
- ・通行の支障、危険が伴うような廊下での準備作業、道具、資材等の保管はしてはならない。
- ・グラウンド等教室以外での発表をする場合は文実と要相談。

③ 外装について

消防法等の観点より以下の規則を定める。

- ・外装はHRの表札の幅以内において行うこと(下図斜線部)。
- ・廊下は、各HRの表札からロッカーまでの幅を確保すること(下図矢印部分)。
- ・発表時に来訪者のために並べる椅子は教室側のみとする。
- ・表札・ロッカー等の取り外し、加工、移動を行ってはならない。また、力のかからないように外装には注意を払うこと。



禁止事項

諸注意

【1.養生テープ】

- ・養生テープとは剥がしたときに跡が残りにくいテープである。各発表団体が生徒会顧問団へ申し出て購入する。 購入する際にお金を持っていくのではなく、後でまとめてクラス費から引き落とされる。
- ・各団体がホームセンター等で購入した養生テープの使用も認めるが、貼った面に糊が残らないものを選んで使用すること。糊が残るテープか不明な場合は文常長(201藤田)に相談すること。
- ・金属・タイル製の壁、教室内の窓ガラスへのテープ類の使用は養生テープのみとする。
- ・教室の壁は廊下側以外木製なので養生テープを含めテープ類での固定はできないことに注意すること。
- ・テープを剥がすときは糊残りがしないよう、壁の塗装を剥がさないように十分に気をつける。

【2.スプレー塗料の使用】

- ・スプレー塗料とは作品を塗装する際に用いるものを指す。
- ・スプレー缶の処分が学校でできず、また清掃が困難なため、<u>校内でのスプレー塗料の使用を禁止する。また、学</u>校外の公共の場所(公園等)での使用も禁止とする。
- ・スプレー塗料、油性ペンキ及びエナメル系塗料が発見された場合、使用の有無に関わらず直ちに没収する。

【3.体育祭の横断幕】

- ・製作場所は金網倉庫前・ピロティとする。
- ・作業については「塗装以外の準備作業、発表、その他について 3-②」を参照するものとする。

【4.規制違反】

- ・規制違反のある製作物(ポスター、装飾等)は文常の判断により撤去できる。
- ・塗料・工具等についての違反には、注意・勧告し改善を促すが、改善の余地が見られない場合は文常が没収する。
- ・その他規制違反に対する処罰の最終的な決定はすべて文常長が行う。
- ・学校祭準備中に没収された場合は学校祭終了後に返却する。

【5.その他】

- ・教室備え付けのもの(サーキュレーター、プロジェクター等)や、電力消費が少ないと予想されるもの(パッドの充電等)は電気器具の使用について文常から許可を得る必要はない。また、申請方法については HR 回覧等を通して発信する予定なのでそれを確認すること。(申請すべきか判断に迷う場合はひとまず申請または文常長(201藤田)に相談すること。)
- ・地域の方に迷惑がかかるため、学校以外の公共の場所(公園等)での作業を禁止する。
- ・作業後は片づけ・掃除を徹底する。作業場所は作業前の状態に必ず戻すこと。
- ·文常が没収したものは文化祭終了後直接 HR に届ける。
- ・学校祭に関する活動で発生した損失等に関しては文常、学校祭実行委員会その他損失に無関係な生徒会団 は一切の責任を負わない。

- ・本規制は学校祭終了の二週間後まで効力を有する。
- ・本規制に関する最終的な判断は文常長が行う。
- ・3年劇の会場入り口での飲食物、関連グッズの販売は入り口付近の混雑を防ぐため禁止する。
- ・不明である又は判断に迷う点に関しては文常長 (201藤田)に相談すること。